



8 / 1

令和 7 (2025) 年

No.1584

毎月1・15日発行

市
報

こがねい

小金井市
イメージキャラクター
こきんちゃん



改正法の施行により、新たに戸籍に氏名のフリガナが記載されます

本籍地から戸籍に記載予定の 氏名のフリガナの通知が届きます



法務省
ホームページ

令和7年5月26日時点で本籍がある市区町村から、住民票の情報を参考に、戸籍に記載する予定のフリガナを通知します。
通知の発送時期は本籍地ごとに異なりますが、小金井市が本籍の方は8月上旬に発送します。



見本

- ▶ 通知書は戸籍単位で郵送され、同一戸籍内で別住所の方は住所地ごとに郵送されます
- ▶ 同一戸籍同一住所の方が4人以上在籍している場合、通知は2通に分かれます
- ▶ 令和7年5月26日現在のデータにより、作成しています

必ずご確認ください

チェックPoint

- ☒ **拗音・促音に注意！**
「ヤ(ャ)」「ユ(ュ)」「ヨ(ョ)」「ツ(ッ)」
など、大文字小文字が合っているか、確認しましょう。
例) 京子→キョウコ? キョウコ?
- ☒ **濁点に注意！**
濁点の有無を確認しましょう。
例) 高田→タカダ? タカタ?
- ☒ **フリガナのみご確認ください**
通知に記載している氏名の漢字は一部正字に置き換えています。



通知書のフリガナが
正しい場合は、届出不要です



間違っていたら2面へ

詐欺にご注意ください

届け出に
手数料は
かかりません

届け出なくても
罰金は
ありません



金銭を要求するものは全て詐欺です

不審に思ったら、お住まいの市区町村担当窓口や、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）、消費者ホットライン「188（いやや!）」にお電話ください。